

ケアプラン点検業務詳細説明

令和 8 年 10 月 貝塚市高齢介護課

(1) 実施方法

①内容点検

市が居宅介護支援事業所にケアプランの提出を依頼し、受領したケアプランを受託者に送付する。受託者は提出書類に基づいて点検を実施する。点検は、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル（H20.7.18）」に基づき、「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「自立支援に資するものとして十分な内容となっているか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」等の視点で行う。また、内容点検後、事業所との面談前に改善事項等を市に報告する。

②事業所と面談

事前に点検した結果に基づき、居宅介護支援事業所に対し面談にて助言・指導を行い、改善事項等を文書で通知する。また、面談内容の報告書を作成し、市に提出する。

(2) 点検書類

選定された居宅介護支援事業所は、①～④の直近の写しを事前に市へ提出する。また、ケアプラン点検実施日には、対象となっている被保険者の書類①～④の原本を持参する。

①アセスメントシート

②居宅サービス計画書（１）（２）、週間サービス計画表

③サービス担当者会議の要点

④居宅介護支援経過

(3) ケアプラン点検にあたる者

ケアプラン点検にあたる者は、３年以上、ケアプランを策定した経験者、若しくはケアプラン点検を担当した経験者を有する事業者であり、介護支援専門員の資格、若しくは同等の業務能力を有する従事者を配置可能な事業者とする。

(4) 実施のながれ

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ①面談２カ月前 | 市が点検対象事業所を抽出し、事業所へケアプラン提出を依頼 |
| ②面談１カ月前 | 市が事業所よりケアプランを受領し、受託者へ提出 |
| ③面談１週間前迄 | 受託者がケアプランの内容を点検し、改善事項等を市に報告 |
| ④面談１週間前迄 | 受託者の出したスケジュールに基づき、市が事業所と面談日程を調整 |
| ⑤面談１週間前迄 | 受託者が市と指導ポイントを確認 |
| ⑥面談当日 | 受託者が点検結果に基づき事業所と面談 |
| ⑦面談後１週間以内 | 受託者が改善事項等を事業所へ通知 |

(5) その他

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、業務内容の変更が必要な場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとする。
- ② その他、本説明書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。